



国保だより

No.2

国保加入者	(令和6年4月1日現在)
世帯数	7,061世帯
被保険者数	10,174人

● 国民健康保険税の軽減措置について

1 解雇などによる失業者の特例

離職等の理由により、前年の給与所得を100分の30とみなして保険税を算定する場合があります。詳しくは、市役所市民課保険係、北郷町・南郷町地域振興センターにて相談してください。

2 軽減判定所得基準の引き上げ

下表「軽減判定所得の基準」で計算した額以下の場合、均等割と平等割額のみ、7割、5割、2割の軽減措置が受けられます。令和6年度から5割軽減、2割軽減の基準が変更になりました。

○ 軽減判定所得の基準

区分	軽減判定所得（世帯合計所得）	
	改正前	改正後（令和6年度から）
7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯 <small>※変更ありません</small>
5割軽減	前年の合計所得額が、 43万円+（29万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯	前年の合計所得額が、 43万円+（29万5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯
2割軽減	前年の合計所得額が、 43万円+（53万5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯	前年の合計所得額が、 43万円+（54万5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯

※「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療制度の適用により国保の資格を喪失した方で、国保喪失日以降も継続して同一の世帯に属する方のことです（国保喪失日に国保の世帯主であった方は、引き続き国保の世帯主であることも要件です）。

※「給与所得者等の数」とは給与所得者（給与収入が55万円超の方）と公的年金等の支給を受ける方（65歳未満：公的年金等の収入が60万円超の方/65歳以上：公的年金等の収入が125万円超の方）の合計数です。

3 未就学児にかかる均等割の減額

子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児（小学校入学前の子ども）にかかる均等割額の2分の1を減額します。7割、5割、2割の軽減が適用されている世帯は、軽減後の均等割額の2分の1を減額します。なお、この軽減についての申請は不要です。（※令和5年度と同様です。）

○ 未就学児1人にかかる均等割額

$$\text{減免後均等割額} = \text{均等割額} \times 1/2$$

軽減割合		均等割額	減免後均等割額
軽減なし	医療保険分	27,800円	13,900円
	後期高齢者支援金分	6,800円	3,400円
7割軽減	医療保険分	8,340円	4,170円
	後期高齢者支援金分	2,040円	1,020円
5割軽減	医療保険分	13,900円	6,950円
	後期高齢者支援金分	3,400円	1,700円
2割軽減	医療保険分	22,240円	11,120円
	後期高齢者支援金分	5,440円	2,720円

4 産前産後免除（令和6年1月～）

保険税の所得割と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月相当分が減額されます。免除には届出が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。



※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

※課税限度額を超える世帯については、課税額に変更のない場合があります。

● 国民健康保険の加入・脱退の届出



国保に加入するとき、やめるときは届出が必要です。

世帯主は、14日以内に市役所市民課保険係、各地域振興センターへ届け出てください。

また、申請時において、マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カードと運転免許証等が必要になります。

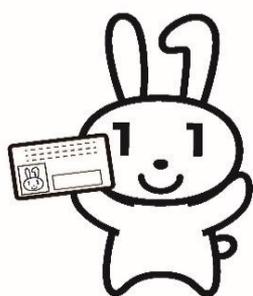
届出が必要なとき		手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入したとき	前年の所得がわかる書類
	会社を退職したとき	健康保険の資格喪失証明書
	こどもが生まれたとき	母親の保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止（変更）通知書
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき、またはその扶養家族になったとき	保険証、加入した職場の健康保険証（扶養になったときは取得年月日のわかるもの）
	死亡したとき	保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護決定（変更）通知書
その他	住所、世帯主、氏名等の保険証内容変更	保険証
	保険証をなくしたり、破損したりしたとき	身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証など） 申請者が別世帯の場合は委任状が必要
	修学のため、他の市町村に転出したとき	保険証、在学証明書（学生証の写し）

加入の届出が遅れると

保険証がないため、その間の医療費が全額自己負担になります。また、資格を取得したときまで最長3年さかのぼって国保税が課税され、納めなければなりません。

脱退の届出が遅れると

資格がなくなったあとも国保を使って給付を受けた場合、国保が負担した分の医療費は返還していただくこととなります。



12月2日よりマイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。本誌に保険証と記載されているところは、「期限が有効である保険証、資格情報のお知らせ及び資格確認書」と読み替えてください。

お早めに納付相談を！！

失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により納付が困難なときは、税務課の窓口で分割納付などの相談に応じています。

保険税の納税でお困りの際は、相談窓口まで、お早めにご相談ください。